

## 佐伯市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成事業補助金交付要綱

令和7年7月31日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内における飼い主のいない猫を適正に管理するため、飼い主のいない猫の不妊手術又は去勢手術（以下「不妊去勢手術」という。）に要する費用に対して、予算の定めるところにより佐伯市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、佐伯市補助金等交付規則（平成17年佐伯市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 所有者又は占有者（飼育又は保管をする者）のいない猫をいう。
- (2) 地域活動団体 佐伯市におけるおおいた動物愛護センター拠点型手術事務要領第2条に定める地域活動団体の中で市の登録を受けた団体をいう。
- (3) 不妊手術 卵巣又は卵巣及び子宮の全部を摘出して生殖を不能にする手術をいう。
- (4) 去勢手術 精巣を摘出して生殖を不能にする手術をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件を満たす地域活動団体とする。

- (1) 飼い主のいない猫の減少を図り、市民の良好な生活環境の保持を目的としていること。
- (2) 飼い主のいない猫の適正な飼育及び動物愛護への理解の普及に寄与することを目的としていること。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と密接な関係を有する者が構成員となっていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助金の額は、飼い主のいない猫に対して、動物病院の獣医師が行う不妊去勢手術に要した費用とする。ただし、補助金の上限は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 不妊手術 1頭につき 13,000 円

(2) 去勢手術 1頭につき 10,000 円

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする地域活動団体（以下「申請者」という。）は、佐伯市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施に関する誓約書（様式第2号）

(2) 不妊去勢手術前のカラー写真（不妊去勢手術前の個体判別が可能なもの）

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、佐伯市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成事業補助金交付決定通知書（様式第3号）（以下「決定通知書」という。）又は佐伯市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(不妊去勢手術の実施)

第7条 前条の規定による決定通知書を受け取った申請者（以下「補助決定者」という。）は、決定通知書に記載の有効期限までに不妊去勢手術を受けさせなければならない。

2 不妊去勢手術後は必ず耳先カット措置（オスは右耳、メスは左耳）を行うこと。

3 補助決定者は、有効期限までに不妊去勢手術ができないときは、佐伯市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、第6条に規定する決定を取り消すものとする。

(変更の申請等)

第8条 補助決定者は、補助金交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、佐伯市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成事業補助金交付変更申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査の上、佐伯市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成事業補助金交付変更通知書（様式第7号）により補助決定者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第9条 補助決定者は、不妊去勢手術が完了したときは、佐伯市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に報告しなければならない。

（1）領収書の写し

（2）不妊去勢手術後のカラー写真（耳先カットの部分が見えるもの）

（補助金の額の確定通知）

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、佐伯市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成事業補助金交付額確定通知書（様式第9号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 補助決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、佐伯市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に掲げる補助金交付請求書は、不妊去勢手術を実施した日から起算して14日以内又は不妊去勢手術を実施した年度の2月末日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) その他不相当と認められる事実があったとき。

(免責事項)

第13条 飼い主のいない猫の手術及びそれに伴う処置の実施により生じた事故等について、市は一切の責任を負わないものとする。

2 補助金の対象となる猫に飼い主がいた場合において、手術等により生じた紛争は、当該猫の飼い主と補助決定者との間で解決するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月15日から施行する。